



各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所 代表者名 代表執行役社長 前田 東一 (コード番号 6361 東証第 1 部) 問合せ先 総務室長 鈴木 俊昭 (電話 03-3743-6111)

# 訴訟の判決及び特別損失計上に関するお知らせ

平成24年3月28日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、ヤマト運輸株式会社から損害賠償請求訴訟を提起されておりましたが、平成28年4月28日、東京地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁判所: 東京地方裁判所

(2) 年 月 日: 平成28年4月28日

2. 訴訟を提起した者

(1) 商 号: ヤマト運輸株式会社

(2) 本店所在地: 東京都中央区銀座2丁目16番10号

(3) 代表者の氏名: 代表取締役社長 長尾 裕

## 3. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成 19 年 12 月 25 日にヤマト運輸株式会社との間で当社羽田事業所(東京都大田区羽田旭町 11 番 1 号等)の土地(以下、「本件土地」といいます。)等を売却する売買契約を締結し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする非飛散性の石綿含有建材の取り扱いに関する法令、並びに「土壌汚染対策法」その他の各種法令に準拠して、本件土地上の建物撤去工事及び本件土地の用地整備工事等を完了後平成 22 年 9 月 30 日に本件土地を同社に明け渡しました。その後、平成 23 年 1 月に同社から、本件土地に石綿含有スレート片が存在している事実があり、これは本件土地の瑕疵に該当するとの通知を受けました。

しかしながら、第三者である専門家の指導・助言の下に当社で調査したところ、本件土地上に存在する当該非飛散性の石綿含有スレート片(以下、「当該石綿含有スレート片」といいます。)は産業廃棄物に該当せず、本件土地の土壌も産業廃棄物には該当しないとの結論に至りましたので、これに基づき、当社の見解を記載した書面を同社に送付し双方の協議による解決を模索してまいりました。

しかし、同社・当社間での協議による解決が成立せず、平成 24 年 3 月 28 日に、同社は、自らの判断と費用で本件土地の土砂約 13 万 6 千㎡を搬出したとして、廃棄物として処分等するために支出した工事費用に相当する金額、並びに物流ターミナル建設遅延に関する損害金の合計金 7,384,837,969 円の損害賠償請求を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。なお、同社は、最終的に 8,505,095,193 円に請求を拡張しました。

当社は、現在に至るまで当該石綿含有スレート片は産業廃棄物に該当せず、本件土地の土 壌も産業廃棄物には該当せず、本件土地売買契約の瑕疵担保責任を当社は負わないことを主 張・立証し、全面的に争ってまいりました。

本件訴訟において、様々な法律上・事実上の主張をしてまいりました。

その中で、当社は本件土地において、当該石綿含有スレート片を不法投棄した事実はない ことを主張・立証してきたほかに、

- ①東京都心及び近郊の土地を中心に当社等による調査だけでも 97 箇所もの公園・小中学校 等で石綿含有スレート片が存在し、本件土地を超える割合で石綿含有スレート片が存在して いる公園等もあること
- ②同社から物流ターミナル建設工事を請け負った建設会社が新たに本件土地に搬入した土砂にも石綿含有スレート片が混入していたこと、
- ③さらに、建設会社が持込んだ石綿含有スレート片の一部が今も処分されずに本件土地に 残存していること

を主張・立証し、土地の中に石綿含有スレート片が存在していることは決して特異なことではないこと、及び建設工事において使用されている埋め戻し用の土砂は石綿含有スレート 片が混入している状態で流通していることを明らかにしてまいりました。

## 4. 判決の内容(要旨)

- (1) 被告は原告に対して金 5,618,124,016 円及びこれに対する支払済みまで年 6 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は3分の1を原告の負担とし、3分の2を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 5. 今後の見通し

本判決は、当該石綿含有スレート片が産業廃棄物に該当するため、本件土地売買契約の瑕疵担保責任が認められるとして、当社に対して同社への損害賠償金等 5,618,124,016 円を支払うことを命じるものであり、同社の請求の一部を棄却するものではありますが、到底承服できるものではありません。のみならず、本判決が確定をすれば、東京都心及び近郊の相当数の土地(公園、校庭、宅地等)の土砂を廃棄物として処理する必要が生じ、都市開発に多大な影響をもたらすことは必至です。

また、本判決が確定すれば、他の建設現場や残土置き場の土砂を埋め戻し用の土砂として 使用することが困難になります。よって、現在行われている建設実務が否定され、埋め戻し 用の土砂として自然の山林等の土砂を使用しなければならなくなり、自然破壊に直結するた めその社会的損失は計り知れません。

したがって、当社の利益のみならず、本判決が確定することによる社会的影響の大きさに 鑑み直ちに控訴をする予定であります。

## 6. 判決に伴う業績への影響

「5. 今後の見通し」に記載のとおり当社は控訴をする予定でありますが、本判決で支払いを求められた 5,618,124,016 円及び遅延損害金相当額 839,049,009 円の合計 6,457,173,025 円については、2016 年 3 月期連結決算及び単体決算において訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上します。

なお、当該特別損失が当社の業績に与える影響については、本日同時に発表しました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上